

## 基本目標Ⅱ みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち

### (1) 「豊島区生物多様性地域戦略」策定の背景と位置づけ

#### 1) 背景

人間の営みは、多様な生物が関わりあう生態系からの恵みに支えられています。日々の暮らしに欠かせない食料や水、エネルギーをはじめとして、気候の安定など、様々な恩恵を生物多様性から受けています。また、身近なみどりがもたらす快適性や癒やしも生物多様性による大切な恩恵の一つです。

一方で、生物多様性は人間活動や気候変動などにより急速に失われつつあり、多くの生きものが危機に瀕しています。

そのため、世界共通の喫緊の危機として、生物多様性の保全の必要性が高まっており、中でも、豊島区を含む、世界人口の半数以上を占める都市住民による取組みが重要とされています。



出典)環境省 生物多様性ウェブサイト「生物多様性広報パネル」  
 図 19 生物多様性の危機のイメージ

#### 2) 策定にあたって重視する点

区では、「グリーンとしま」再生プロジェクトを推進し、「学校の森」、「いのちの森」づくりなどの植樹活動や、学校や公園等でのビオトープづくりなど、みどりの保全・創出に取り組んできました。

一方で、植樹した樹木や整備した一部のビオトープの手入れが行き届かないなど、維持管理方針や体制が十分でないことが課題となっており、適切な維持管理によるみどりの質の向上が望まれています。そのため、みどりやビオトープを創出・整備するだけでなく、これらの維持管理を地域とともに進めていく体制を構築することなどにより、質の高いみどりを維持し、生物多様性の保全を図るとともに、人と自然との共生を推進していくことが必要です。

### 3) 位置づけ

本節は「生物多様性基本法」（2008 年法律第 58 号）第 13 条の規定に基づき、豊島区内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるものであり、本節の内容をもって「豊島区生物多様性地域戦略」（以下「本地域戦略」という。）として位置づけます。

また、生物多様性の保全においては、多岐にわたる分野との連携が重要であることから、「豊島区みどりの基本計画」など、関連計画と連携した取組みを進めるものとします。

## (2) 本地域戦略の基本的事項

本地域戦略は、身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の健全な発展・再生をバランスよく持続し、自然と共生する社会の実現に向けて取り組むべき施策と取組みを示すものです。

### 対象区域

豊島区全域

### 計画期間

2019 年度から 2030 年度まで

## (3) 生物多様性の重要性

### 1) 生物多様性とは

地球上には 3,000 万種類もの生きものがいると言われており、人も含めた多くの種類の生きもの全てが、複雑に関わり合って存在していることを生物多様性といいます。この生物多様性には 3 つのレベルの多様性と、4 つの生態系サービスがあります。

#### ① 生物多様性の 3 つのレベル

生物多様性には、3 つのレベルの多様性があります。

レベル	内容
生態系の多様性	いろいろなタイプの生態系が、それぞれの地域に形成されていること。 日本にも干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など多様な生態系があります。
種の多様性	いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していること。 地球上には 3,000 万種、日本だけでも 30 万種を超える生きものが存在すると推定されています。
遺伝子の多様性	同じ種であっても、個体や遺伝子レベルでは違いがあること。 例えばアサリの貝殻の模様が千差万別なのも、遺伝子の違いによります。

## ② 4つの生態系サービス

生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みは、「生態系サービス」と呼ばれています。人間の暮らしは、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つの生態系サービスを受けています。生物多様性が失われた場合にはこれらの適切なサービスが受けられなくなる恐れがあり、人の生存にまで影響を及ぼす可能性があります。



出典)環境省 生物多様性ウェブサイト「生物多様性広報パネル」(図のみ)

図 20 生物多様性のイメージ

## 2) 生物多様性の危機

現在、生物多様性は以下の4つの危機にさらされており、自然状態の約100~1,000倍のスピードで種の絶滅が進んでいると言われています。

- 第1の危機：開発・乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- 第2の危機：里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- 第3の危機：外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱
- 第4の危機：地球環境の変化による危機



### 3) 生物多様性に関する動向

#### 世界と日本の主なできごと

1992年	世界	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リオデジャネイロで「国連環境開発会議」開催</li> <li>・ 「生物多様性条約」 採択</li> </ul>
1995年	日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生物多様性国家戦略」 決定</li> </ul>
2008年	日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生物多様性基本法」 制定</li> </ul>
2010年	世界	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 名古屋で第10回締約国会議（COP10）開催</li> <li>・ 「戦略計画2011-2020」及び「愛知目標」 採択</li> </ul>
2012年	日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生物多様性国家戦略2012-2020」 閣議決定</li> </ul>
2014年	世界	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地球規模生物多様性概況第4版」 公表</li> </ul>
2016年	世界	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CBD-COP13（生物多様性条約第13回締約国会議）</li> <li>・ 「カンクン宣言」 採択</li> </ul>
2018年	世界	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CBD-COP14（生物多様性条約第14回締約国会議）</li> <li>・ 「シャルム・エル・シェイク宣言」 採択</li> </ul>

#### <世界の動向>

生物多様性保全のための取組みは、1992年の「生物多様性条約」の採択以降、世界的に行われています。しかし、2014年に公表された「地球規模生物多様性概況第4版」では、「ほとんどの愛知目標の要素について達成に向けた進捗が見られたものの、生物多様性に対する圧力を軽減し、その継続する減少を防ぐための緊急的で有効な行動がとられない限り、そうした進捗は目標の達成には不十分である」と結論づけられており、今後、世界的にも一層の取組み強化が必要とされています。

また、SDGsにおいては、生物多様性が生み出す生態系サービスに関わりの深い目標（目標6、13、14、15など）が複数掲げられており、生物多様性の保全に向けた取組みは、SDGsにおける社会と経済の持続可能な発展を根底で支えるものと言えます。

#### <国内の動向>

国際的な情勢を受けて、日本においても生物多様性保全の取組みが進められており、地方自治体においては、生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組みを推進することが必要とされています。

また、「生物多様性国家戦略2012-2020」では、2020年までの重点施策として以下の5つの基本戦略が示されています。

#### 【生物多様性国家戦略2012-2020 5つの基本戦略】

- ◇ 生物多様性を社会に浸透させる
- ◇ 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- ◇ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ◇ 地球規模の視野を持って行動する
- ◇ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

東京都では、2012年5月に生物多様性の保全に関する都の現在の施策と方向性を示し、生物多様性地域戦略の性格を併せもつ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しました。

「東京都環境基本計画」（2016年3月）においては、5つの政策の柱の一つに「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」を掲げ、政策を展開していくこととしています。

#### 4) 地域戦略を策定する意義

##### ① 都市の暮らしを支える生物多様性の保全

将来にわたって持続的に人々の暮らしを守っていくためには、人々の暮らしを支える生物多様性の保全のために区内でできることを行っていく必要があります。そのため、区内に暮らし、働き、集う一人ひとりが、日常において生物多様性への配慮を意識し、行動することが必要です。建物の建設や都市開発などのまちづくりにおいては、生物多様性への配慮を取り入れていくことが必要です。

また、区内において生物多様性の保全に取り組むことは、日本全体ひいては世界中の生物多様性を守ることにつながります。

##### ② 潤いと魅力のある地域づくり

生物多様性の状況は地域によって異なります。区内においても、みどり豊かな公園や大学、また歴史のある寺社仏閣などが存在しています。このような生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景やそれに基づく豊かな文化を、次の世代にも引き継いでいくことで、地域への誇りや愛着を引き起こし、地域の活力につながります。

また、区民や事業者、団体等の様々な主体の協働によって地域の生物多様性を守っていくことで、社会経済活動と自然が調和した魅力あふれるまちづくりにつながります。

### ミニコラム

#### すすきみみずく

「すすきみみずく」は、雑司が谷にある鬼子母神の参詣土産として伝わる郷土玩具です。ススキの穂を束ねて作り、昔、豊島区に多く住んでいたとされるオオコノハズクというミミズクをかたどっているといわれています。

昔は区内のススキを使用していましたが、現在は豊島区の姉妹・交流都市である秩父市産・飯能市産のススキが使われており、毎年、ススキ刈りを通じた都市間交流が行われています。

すすきみみずくは、ススキという自然の恵みがもたらす区の伝統文化です。毎年南池袋小学校4年生が製作体験を行ったり、すすきみみずくの物語を題材にした紙芝居を広く配布するなど、多くの子どもたちにこの文化を伝えています。



(4) 豊島区における生物多様性の状況

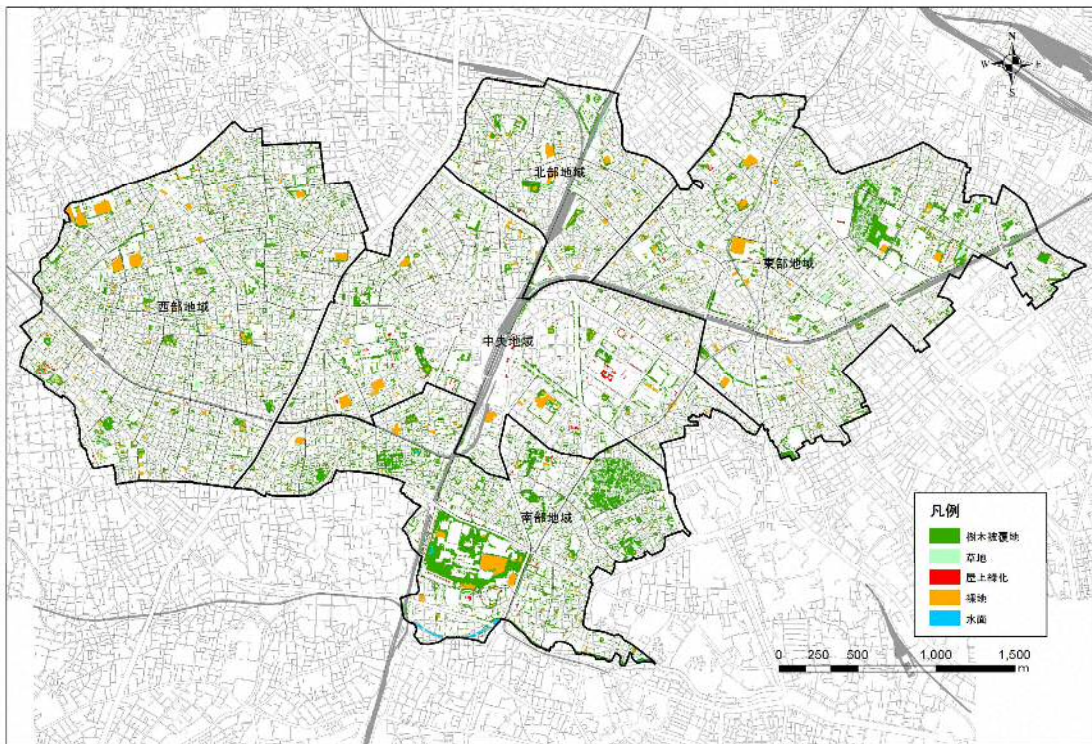
1) 豊島区の生物多様性

① 緑地の状況

豊島区は、江戸時代にはほぼ全域が農村地帯でした。その後、明治末期から大正時代にかけて、急速に市街化が進み、緑地が減少していきました。また、谷端川、弦巻川、千川上水といった河川等も市街化に合わせ暗渠となりました。

さらに、第二次世界大戦では、区の大半が焼失し、屋敷林などの緑地も被害を受けました。戦災にあわなかった、学習院大学、雑司ヶ谷霊園、染井霊園などが、現在も大規模な緑地として残されています。

2015年度に実施した緑被現況調査によると、豊島区の緑被総面積は167.2ヘクタールで、緑被率は12.9%です。また、屋上緑化の割合は0.4%です。



注)この地形図は東京都都市整備局と㈱ミッドマップ東京が著作権を有しています(承認番号)MMT 利許第 27069 号-71 出典)「豊島区緑被現況調査報告書」(2016年3月)

図 21 緑被地等分布図

表 4 緑被率

項目	面積(ha)	構成比 (%)
人工構造物被覆地以外	190.2	14.6
緑被地	167.2	12.9
樹木被覆地	147.9	11.4
草地	14.1	1.1
屋上緑地	5.2	0.4
裸地	22.1	1.7
水面	0.9	0.1
人工構造物被覆他	1,110.8	85.4
合計	1,301.0	100.0

出典)「豊島区緑被現況調査報告書」(2016年3月)



② 生きものの状況

区が行った生きもの調査の結果によると、建物の軒下や花壇、公園の木の上や池など身の回りの環境に、多くの動植物が生育生息していることが分かっています。

また、区が行った専門家によるモニタリング調査（2015年度は動植物生態調査、2016年度は昆虫類等生態調査）では、国や東京都のレッドリストの掲載種が複数確認されるなど、都市化が進んだ区内においても、生物の貴重な生息空間が残されています。



出典)「としま生きものガイドブック」(2017年)

図 22 生きもの見どころマップ

**ツツジの仲間**

**ツツジ科**

● 見つけやすさ：★★★★

● 花の時期：4～6月

4～5月に咲く花の大きなオオムラサキ、5～6月に咲くサツキが公園などに植えられています。「区の花」として親しまれています。

◆ 花の直径：オオムラサキ 6～8cm  
サツキ 3.5～5cm

出典)「としま生きものガイドブック」(2017年)より抜粋

図 23 豊島区の植物

### ③ 生物多様性に対する認知度

区が実施した区民アンケート（豊島区に関するアンケート（2017・2018年度））では、生物多様性の内容まで理解する区民は少数で、年代が上がるにつれ認知度が低くなる傾向が明らかになりました。

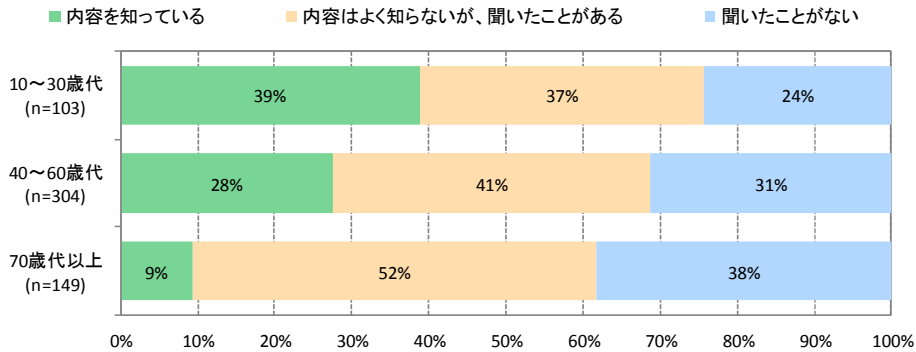


図 24 生物多様性に対する区民の認知度

## 2) 生物多様性の取組みの状況

### ① 区民参加によるみどりの空間の管理

公園、広場、小中学校の緑縁空間等では地域住民による植物の手入れや清掃などの区民参加による維持管理、公園内の花壇ではみどりの協定団体による花の植えつけや管理などの活動が行われています。

### ② 区民参加型の生きもの調査

身近な自然にふれあい、生物多様性を感じる機会として、区民自身が生きものについて調べる、「としま生きものさがし」（区民参加型調査）を夏期に開催しています。参加人数（のべ人数）は、2015年度（7～8月）は98人、2016年度（7～9月）は198人、2017年度（6～9月）は306人と年々増加しています。

## 3) 生物多様性の課題

### ① 生物多様性の保全

区民への生物多様性の理解・浸透を図るため、生物多様性に関する学習やふれあいの場の創出・拡充が必要です。

公園や学校等の公共空間においては、できる限り生物多様性に配慮した整備・管理を行うよう努める必要があります。また、地域の生態系に悪影響を及ぼす可能性がある特定外来生物の被害予防を進める必要があります。

### ② みどりの保全・創出

公園や街路樹の整備・保全など、人々の生活にやすらぎや潤いをもたらすみどり空間を創出するとともに、公共施設及び民有施設において、建物の屋上・壁面・敷地内など、都市形態に合わせたみどりや水辺の創出を図ることが必要です。

### ③ 人と自然のつながりを深めるまちづくり

創出したみどり空間を適切に維持していくため、区民・団体・事業者等とも協力して、みどり空間の維持管理を担っていく必要があります。





### (5) 目標達成に向けた施策








#### 【施策体系】


施策の方向	施策	重点
1) 生物多様性を保全する	①自然環境や生物に関する調査・把握	
	②自然環境の保全と創出	★
	③生物多様性保全のための学習・参加の場の提供	
	④危険な外来種の情報提供	
2) みどりを保全・創出する	①都市空間の緑化推進	
	②公共空間のみどりの保全・再生・創出	★
	③身近なみどりの育成	
	④緑のネットワーク化	
3) 人と自然のつながりを深めるまちをつくる	①地域が参加するみどりのまちづくり	★
	②地域の人に親しまれる環境の創出・保全	


#### 【成果指標】

指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2030年度)
・ 生きもの調査に参加する区民の数（累計）	283	1,258
・ 緑被率（%） 	12.9 (2015年度)	13.0 (2020年度)
・ 緑視率が25%以上の箇所の割合（%） 	16.8 (2015年度)	(増加)
・ みどりのボランティア団体数（累計） ※「みどりの協定」により公園内の花壇等を管理	26	26

#### 【取組指標】

指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2030年度)
・ エコミューゼを活用したイベント・講座数 (回/年・累計)	6	80
・ 学校・区立公園のビオトープ数（累計） 	19	21
・ 公園の整備面積（整備済面積）(ha・累計)  	21.1	24.5 (2020年度)
・ 緑化基準を満たす施設数（%）  	72(2015年度)	80 (2020年度)
・ 街路樹の設置割合（設置済割合）（%） 	78(2015年度)	80 (2020年度)
・ 地域が管理する公園・ビオトープの数（累計） 	3	3

: 「豊島区みどりの基本計画」(2016年3月)により、現状値(2015年度)、目標値(2020年度)を記載。目標値は、同計画の改定(2021年度予定)以降に見直す。

: 重点施策の推進に貢献する取組指標

#### 【モニタリング指標】

・ 緑のカーテンづくりの実績（区立学校・区施設）(㎡)
・ 保護樹木（本）・保護樹林（㎡）・保護生垣（m）
・ 区民参加型の生きもの調査によって把握している種の数（累計）

各指標の説明は96ページへ

## 各主体の役割（例示）

### ■ 区民の役割

#### 日々の生活において

- ・ 生垣や家庭菜園等、身近なみどりを育てる
- ・ 街路樹や公園のみどりを大切にする
- ・ 生きものを大切にする
- ・ 外来生物について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしない
- ・ 自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう機会をつくる
- ・ 地域の緑化活動に参加する
- ・ ボランティアとして地域のビオトープなどのみどり空間の維持管理に参加する

#### 建て替えのときなど

- ・ 屋上緑化、壁面緑化を行う
- ・ 住宅の新築や改築の際は、地面を残してみどりを取り入れる等、自然環境に配慮する
- ・ 建て替えの際は、既存木の保全に配慮する

### ■ 事業者の役割

#### 日々の事業活動において

- ・ 屋上緑化・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の身近な緑化を進める
- ・ 生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める
- ・ 地域や行政と連携したビオトープ等の維持管理へ参加する
- ・ 事業所内のみどり空間を開放するなど、地域と一緒に楽しめるみどりづくりを行う



## II-1 生物多様性を保全する

都市化が進んだ豊島区においては、区民や事業者による生物多様性に対する関心が薄れがちであり、関心や意識を高めていくことが重要です。同時に、生物の生息空間となる質の高いみどり空間の形成が求められます。

そのため、区内の生物多様性の現状に関する情報提供や、自然・生きものにふれあう機会の創出によって、生物多様性の理解浸透を図ります。また、区内に存在する貴重なみどりを守りつつ、新たなみどりや水辺を創出していきます。

### 施策

#### ① 自然環境や生物に関する調査・把握

区内の自然環境や生物の生育・生息状況を把握するため、専門家による生態調査を実施します。また、区民参加による生態調査として、「としま生きものさがし」を実施し、区民による生きものに関する情報の収集や共有を促進します。



としま生きものさがし

専門家による生態調査

#### ② 自然環境の保全と創出 **重点施策**

公園の補修や再整備を行う際には、多くの昆虫や鳥類が生息できる植栽樹種の選定など、生態系に配慮した公園の整備に取り組みます。また、学校の改築などにあたっては、小学校敷地に水辺や木、草地などのビオトープを整備します。これらの公園や学校等のビオトープの維持管理に取り組むとともに、生きものが移動できるような緑地間のつながりの創出によるみどりと水のネットワークの形成を進め、生きものの生息空間を保全します。

#### 区有施設ビオトープ



池袋本町小中連携校



小鳥がさえずる公園

#### ③ 生物多様性保全のための学習・参加の場の提供

生物多様性の重要性について、区民や事業者の共通認識として定着させるため、区内の生物多様性に関する各種情報発信を行うとともに、「豊島の森」における小学生の親子を対象とした参加型の環境学習プログラムや図書館における啓発講座等を実施します。また、学校のプールにいるヤゴ等のいきものに関する学習を指導するヤゴ救出リーダーを養成するなど、様々な主体による学習と参加を促進していきます。

#### ④ 危険な外来種の情報提供

区のホームページ等を通じて、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、カミツキガメ、アカカミアリ、ヒアリなど、危険な特定外来生物の被害予防のための情報提供を行います。



## II-2 みどりを保全・創出する

みどりに親しめる空間が、日常の身近なところに存在することは、区に集う人々が豊かな気持ちで暮らし、働き、活動するために重要です。

日常の中でふれあえる身近なみどりを広げていくため、公共施設、道路、まち中のみどりの創出を進めるとともに、区民等による身近なみどりの育成を促進します。また、大学や霊園・区役所庁舎などの拠点となるみどりと、道路や河川沿いの線的なみどりととのネットワーク化に取り組みます。

### 施策

#### ① 都市空間の緑化推進

「豊島区みどりの条例」等に基づく指導による緑化と、助成制度による緑化を組み合わせで推進し、都市開発や建築行為における緑化を進めます。また、都市計画道路におけるみどりの軸の形成、既存道路の再整備における緑化の推進、公開空地やひろば等の緑化などにより、まち中のみどりを増やしていきます。

#### ② 公共空間のみどりの保全・再生・創出 **重点施策**

学校に土地本来の森を再生する「学校の森」の維持管理をはじめ、屋上緑化・壁面緑化など、みどり豊かな学校環境の整備に取り組みます。また、「豊島区みどりの条例」に基づき、公共施設の緑化を推進します。その他、公共施設跡地等への公園の配置など、公共空間におけるみどりの創出について検討を進めます。



壁面緑化

#### ③ 身近なみどりの育成

区民参加による地域の公園などのみどりの空間づくりや、区立小学校、区民ひろば及び区内公共施設における緑のカーテンづくり、福祉ホームの余暇活動における緑化活動、緑化講習会の開催など、身近なみどりの育成を推進します。また、地域に住む人々を守る「いのちの森」の植樹活動や、豊島区に生まれた子どもへの誕生記念樹の贈呈を行います。

みどりの協定により、10戸以上の近隣の人々がまとまった場合や敷地面積が500㎡以上の事業所、集合住宅等の接道部において、事業者等がみどりの保護と育成を目的とした緑化計画を作成し、一定の要件に該当する緑化と維持管理を行う協定を結んだ場合、区がその協定を認定し、植樹工事の一部の助成や、苗木や器材支給並びに技術的な指導及び助言を行います。



誕生記念樹

#### ④ 緑のネットワーク化

大学や霊園などのみどりの拠点を核としたみどりの骨格軸（池袋副都心軸）により、既存の公園や都市開発により創出されたみどりをつなぐネットワーク化を推進します。人が散策等を楽しむためのネットワーク、夏場の緑陰形成のネットワーク、風の通り道など目的を明確にした緑のネットワーク形成に取り組みます。

### II-3 人と自然のつながりを深めるまちをつくる

みどりは、地域の人々が積極的に関わり、愛し、親しんでいてこそ、その存在価値が上がり、その質を維持・向上していくことにもつながります。

そのため、区民・事業者・行政が相互に協力しながら、地域の公園や花壇などの身近な環境づくりに参加し、生活を豊かにするみどりを守り育てていくための仕組みづくりに取り組めます。

#### 施策

##### ① 地域が参加するみどりのまちづくり **重点施策**

「グリーンとしま」再生プロジェクトなどの地域と協働してみどりを創出する取組みを継続するとともに、創出したみどり空間を、区民や地域とともに維持管理していきます。

また、豊島区が発祥の地であるソメイヨシノを豊島区の大切なブランドとして活用し、地域における苗木の育成に取り組むとともに、イベントやホームページでの「さくらマップ」などの情報発信を通じて「ソメイヨシノ発祥の地豊島区」をアピールしていきます。

みどりのボランティアへの支援、区民ひろばが中心となった緑化活動や、区民ひろばまつりなど、地域での様々な緑化活動によって、みどりのまちづくりを促進していきます。



「グリーンとしま」再生プロジェクト  
（児童による植樹の様子）



ソメイヨシノ 苗木の育成

##### ② 地域の人に親しまれる環境の創出・保全

住民の構成や年齢層の変化などに配慮し、地域の人々による利用を考慮した公園の再整備を推進します。また、寺社仏閣などのみどりや文化財を活かした景観づくりなどに取り組むとともに、地域の団体などによる公園、広場の飾りつけなど、都市のイメージを高める取組みの促進や、区内のみどりの名所をめぐるルートづくりによって、区のみどりをPRしていきます。

#### ミニコラム

##### 公共施設等における木材の活用

教育における連携を行っている秋田県能代市産の秋田杉や、多摩産・秩父産の木材などを、区有施設の改築等に活用していきます。



目白小学校

##### 「（仮称）森林環境譲与税」の活用

2019年度に創設される（仮称）森林環境譲与税の用途は、「市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」とされています。豊島区においては、本税を活用してみどりの拡大を図っていきます。



重点  
施策


【基本目標Ⅱ：みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然が  
つながらるまち～みどりの保全・創出をみんなで支える～】

課題

高度に都市化が進んだ豊島区においても、人々の生活や日々の営みにやすらぎや潤いを与えるみどりが求められています。また、限られた緑地であっても、生物の貴重な生息空間が残されていることから、これらを守り育てていく必要があります。

そのためには、公園や公共空間におけるみどりのさらなる保全・創出によって区民のやすらぎの場を確保するとともに、生態系の向上につながる質の高いみどり空間の創出によって、区内の生物多様性を保全していくことが必要です。また、これまでに取り組んできた公共スペースの緑化や植樹、新たな公園やビオトープづくりによって創出されたみどり空間を適切に維持・管理する人材や仕組みの構築などを図ることが必要です。

施策内容

- ①自然環境の保全と創出 56 ページへ
- ②公共空間のみどりの保全・再生・創出  57 ページへ
- ③地域が参加するみどりのまちづくり\* 58 ページへ

これらの重点施策の推進により、区と関係する人々との協働を強化し、地域と連携した環境づくりの体制構築を図ります。

\*付きはリーディングプロジェクト(重点施策の中で優先的に取り組む事業)の属する施策

関連する主な SDGs の目標とターゲット

11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。



15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。



出典)外務省ホームページ「持続可能な開発のための2030アジェンダ」仮訳より抜粋。

注)重点施策の取組みによる貢献分野に最も近いと思われるSDGsのターゲットを示しています。



リーディングプロジェクト

みどりやビオトープの維持管理

目的

区で取り組んできた緑化、学校・公園等において創出したみどり空間やビオトープを、適切に維持管理し、生物多様性の保全を図っていくことを目的とします。

概要

維持管理の改善

- ・区有施設に整備したビオトープの管理状況について、専門家による調査を実施し、今後の維持管理の改善につなげていきます。
- ・「グリーンとしま」再生プロジェクトにより創出したみどり（「いのちの森」「学校の森」などの樹木）についても、専門家による調査結果を参考に、みどりの保全を考慮した管理を行っていきます。

連携によるみどりなどの保全

現在、区民や地域団体とともに区有施設（公園・学校など）の樹木やビオトープの維持管理を実施している事例をモデルとし、区民や地域との連携による維持管理を推進するとともに、協働による維持管理体制の構築を検討していきます。

<モデル事例：南長崎はらっぱ公園における連携・協働>

「南長崎はらっぱ公園を育てる会」を中心とした、地域住民等と連携し、2011年に南長崎はらっぱ公園内に植樹した「いのちの森」の手入れ活動やビオトープの維持管理を行っています。



南長崎はらっぱ公園



これらの取組みにより、区民をはじめとし、区に集うすべての人にとってのやすらぎの場となる、質の高いみどり空間を維持し、人と自然の共生を進めていきます。

参考：「いのちの森」植樹

高密都市・豊島区を、豊かなみどりのあふれるまちにし、地域全体で環境配慮行動に取り組む機運を高めるため、「いのちの森」植樹を実施してきました。

「3本植えれば森になる」を合言葉に、区の限られたスペースを有効活用しながら、土地本来の樹種を混植・密植し、「ふるさとの木による、ふるさとの森づくり」を行ってきました。

「いのちの森」には、生物多様性の維持や地球温暖化の防止への貢献とともに、植樹した木々が自然災害等からいのちを守る防災機能としての役割も期待されています。



植樹前（2012年度）



植樹7年目（2018年度）  
池袋本町電車の見える公園

コラム

ソメイヨシノ・プロジェクト

日本を代表する桜「ソメイヨシノ」は江戸時代の染井村（現在の豊島区駒込地域）が発祥であると伝えられています。“豊島区で生まれたソメイヨシノ”を区のシンボルマークに取り入れると同時に、ソメイヨシノを広く区内外へ発信する「ソメイヨシノ・プロジェクト」を実施し、四季を感じられるまちづくりを広げています。



『ソメイヨシノ・プロジェクト』活動内容

ソメイヨシノ PR イベント

ソメイヨシノ発祥の地、駒込をPRする「染井よしの桜のふる里秋祭り」や、春には区内各地で桜まつりが開催されており、多くの来場者で賑わっています。



ソメイヨシノアーカイブ

駒込二丁目複合施設内にあり、ソメイヨシノの歴史や散策についてのオススメ情報を提供しています。



他自治体との交流

ソメイヨシノの苗木寄贈や植樹、植樹後の生育状況を視察する見学ツアーなどを通し、他自治体との交流を深めています。

「全国さくらサミット」では、「桜」をまちのシンボルにしようとする全国の自治体が集まり、桜に関する議題を広く取りあげ、情報交流を図っています。2018年度には『日本の「さくら」を世界へ発信～桜物語』をメインテーマに「全国さくらサミット in 豊島」を開催しました。



（仮称）高田小学校跡地公園の整備

2020年春にオープン予定の「（仮称）高田小学校跡地公園」は、通常時は地域活動の拠点、地域コミュニティの核となり、発災時には救援活動の拠点となる施設整備をします。ボールひろばや健康遊具の設置により、公園のあらゆる場所で多様な世代が交流できる場として整備します。

緑の広がる空間

既存樹木の保全とこの森の整備や発災時の対応として防火樹などの樹木を配置し、防災性の向上と、生態系に配慮した緑豊かな公園を目指します。

